

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき下記の事務を行う。</p> <p>(1)児童手当の認定、支給額の増額及び受給資格確認 (2)児童手当の受給情報の変更 (3)児童手当の受給資格の消滅及び支給額の減額</p> <p>届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能で受領する。</p>
③システムの名称	<p>(1)児童手当システム (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー (5)京都府・市町村共同電子申請システム (6)福祉系基幹業務支援システム (7)サービス検索・電子申請機能、申請管理システム (8)標準準拠システム(福祉系) (9)中間サーバーコネクタ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)番号法第9条第1項 別表第一56項 (2)平成26年内閣府・総務省令第5号第44条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(1)情報照会 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百六・百七の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号(40条・40条の2)</p> <p>(2)情報提供 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十二・百二十五・百四十一・百六十一の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号(19・44条)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部子ども政策室
②所属長の役職名	子育て包括・児童館担当次長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民総務部 市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 福祉保健部 子ども政策室
〒620-0035 京都府福知山市字内記100番地
電話 0773-24-7011

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		原則的には住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえでマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は3情報による紹介を原則とし、複数人での確認や上長による確認を行ったうえでマイナンバーの紐付けを行っている。

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む情報は、鍵のかかる場所で保管することを徹底しているほか、様式や運用を工夫して、事務室外へ持ち出すことが原則発生しないような仕組みを作っている。他にも支所で特定個人情報を含む申請書等を受け付けた際は、特定個人情報のやり取り専用の封筒を用いることで、送付者と送付枚数、受領者が分かるようにすることで、輸送中に紛失等が発生しないような工夫も行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. ②所属長	子育て支援課長 林田 恒宗	子育て支援課長 山路 智子	事後	
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	子育て支援課長 山路 智子	子育て支援課長 時井 博信	事後	
平成29年10月16日	I 1. ③システムの名称	(1)児童手当システム (2)中間サーバー ¹ (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー	(1)児童手当システム (2)中間サーバー ¹ (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー ¹ (5)京都府・市町村共同電子申請システム	事前	子育てOSS開始にあたり、利用を開始するシステムを追加した。
平成30年4月1日	I 5. ①部署	福祉保健部子育て支援課	福祉保健部子ども政策室	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	子育て支援課長 時井 博信	子育て包括担当次長 芦田 雅子	事後	
平成30年4月1日	I 7. 請求先	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1	事後	
平成30年4月1日	I 8. 連絡先	福祉保健部子育て支援課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1	福祉保健部子ども政策室 〒620-0033 京都府福知山市字内記100番地	事後	
平成30年11月30日	I 1. ③システムの名称	(1)児童手当システム (2)中間サーバー ¹ (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー ¹ (5)京都府・市町村共同電子申請システム	(1)児童手当システム (2)中間サーバー ¹ (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー ¹ (5)京都府・市町村共同電子申請システム (6)福祉系基幹業務支援システム	事後	
令和元年5月17日	I 5. ②所属長	子育て包括担当次長 芦田 雅子	子育て包括・児童館担当次長	事後	
令和元年5月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和元年5月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和元年5月17日	IV リスク対策		追記	事後	
令和2年5月11日	公表日	令和元年5月31日	令和2年5月20日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年5月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年5月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年9月1日	公表日	令和2年5月20日	令和3年9月1日	事後	デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	(1)番号法第19条第8号	(1)番号法第19条第8号	事後	デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する
令和5年9月1日	I 1. ②事務の概要	児童手当法に基づき下記の事務を行う。 (1)児童手当の認定、支給額の増額及び受給資格確認 (2)児童手当の受給情報の変更 (3)児童手当の受給資格の消滅及び支給額の減額	児童手当法に基づき下記の事務を行つ。 (1)児童手当の認定、支給額の増額及び受給資格確認 (2)児童手当の受給情報の変更 (3)児童手当の受給資格の消滅及び支給額の減額 届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能で受領する。	事後	ぴったりサービス開始に伴う追記
令和5年9月1日	I 1. ③システムの名称	(1)児童手当システム (2)中間サーバー ¹ (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー ¹ (5)京都府・市町村共同電子申請システム (6)福祉系基幹業務支援システム	(1)児童手当システム (2)中間サーバー ¹ (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー ¹ (5)京都府・市町村共同電子申請システム (6)福祉系基幹業務支援システム (7)サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	ぴったりサービス開始に伴う追記
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	(1)番号法第19条第8号 ・地方自治体が情報照会(別表第二の74・75項) ・地方自治体が情報提供(別表第二の26・30・87項) (2)平成26年内閣府・総務省令第7号 ・地方自治体が情報照会(40条) ・地方自治体が情報提供(19・44条)	(1)番号法第19条第8号 ・地方自治体が情報照会(別表第二の74・75項) ・地方自治体が情報提供(別表第二の26・30・87項) (2)平成26年内閣府・総務省令第7号 ・地方自治体が情報照会(40条・40条の2) ・地方自治体が情報提供(19・44条)	事後	ぴったりサービス開始に伴う追記
令和7年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)児童手当システム (2)中間サーバー ¹ (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー ¹ (5)京都府・市町村共同電子申請システム (6)福祉系基幹業務支援システム (7)サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	(1)児童手当システム (2)中間サーバー ¹ (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー ¹ (5)京都府・市町村共同電子申請システム (6)福祉系基幹業務支援システム (7)サービス検索・電子申請機能、申請管理システム (8)標準準拠システム(福祉系) (9)中間サーバーコネクタ	事前	
令和7年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条第8号 ・地方自治体が情報照会(別表第二の74・75項) ・地方自治体が情報提供(別表第二の26・30・87項) (2)平成26年内閣府・総務省令第7号 ・地方自治体が情報照会(40条・40条の2) ・地方自治体が情報提供(19・44条)	(1)情報照会 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表百六・百七の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号(40条・40条の2) (2)情報提供 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十二・百二十五・百四十一・百六十一の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号(19・44条)	事前	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年3月31日 時点	事前	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年3月31日 時点	事前	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		原則的には住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえでマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は3情報による紹介を原則とし、複数人の確認や上長による確認を行つたうえでマイナンバーの紐付けを行っている。	事前	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		特定個人情報を含む情報は、鍵のかかる場所で保管することを徹底しているほか、様式や運用を工夫して、事務室外へ持ち出すことが原則発生しないような仕組みを作っている。他にも支所で特定個人情報を含む申請書等を受け付けた際は、特定個人情報のやり取り専用の封筒を用いることで、送付者と送付枚数、受領者が分かるようにすることで、輸送中に紛失等が発生しないよう工夫も行っている。	事前	